

重要なお知らせ

令和3年1月6日

申請者 各位

株式会社名古屋建築確認・検査システム

確認検査手数料の改定について

確認検査手数料につきましては、令和元年（2019年）10月の消費税率変更時にも改定を見送って参りましたが、消防本部への同意に係る書類の送付その他各種の経費が高くなり、これ以上企業努力による吸収ができなくなりました。

よって、確認検査手数料の改定を行います。

ご理解いただきますようお願いいたします。

改定は、改定案の提示後1ヶ月となる最初の営業日である「令和3年（2021年）1月6日」から実施しております。

記

1 確認検査手数料の改定

- ① 分かりにくくなっている「確認申請手数料」と「計画変更確認申請手数料」を別々の表にまとめました。
- ② 確認申請手数料の基本手数料は、500㎡以内の小規模建築物は料金を据え置き、500㎡超の中規模以上を値上げしました。また、基本手数料は、他の機関と同様に「棟毎の申請延べ面積による料金」の合計額に変更しました。ただし、30㎡以下の小規模附属建築物については特例料金を設けました。（運用基準の詳細は別途提示しております）
- ③ 構造計算審査手数料は、通常手数料を改定し、新たに特定構造計算基準等の区分を設けて適判調整手数料との区分を設けました。なお、これに伴い、適判調整手数料は値下げしました。
- ④ 仮受付は事前申請を兼ねるものとし、窓口申請及び郵送申請の他に、新たに申請書類の印刷経費を加算する条件で、「メール申請」を導入しました。（電子的申請）
- ⑤ 中間検査手数料及び完了検査手数料を値上げしました。ただし、「建築基準法に基づく特例検査」「住宅瑕疵担保保険との同時検査」「複数物件同時検査」の場合には、手数料の減額措置または割引措置を導入しました。
- ⑥ 建築設備及び工作物は、振替払いの額を千円値上げするとともに、特に工作物について別表の内容を整理しました。なお、現金払い等の場合の割引額を千円増やしましたので、

現金払い等の場合には従前と同じ料金となります。

- ⑦ 郵送申請手数料は、確認申請に関して、「メールによる補正連絡等及び郵送された補正書類による副本調整を含む」ことで値上げしました。

2 住宅性能評価料金等

来る 2021 年 1 月より、料金の割引率を 50 %以内にする(国の指導による)及び確認検査手数料に見合うように変更を行います。

〒 460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 2 番 19 号

シティコーポ東照 1 階

株式会社名古屋建築確認・検査システム

代表取締役 佐藤敏雄

電話 052-229-1080 FAX 052-229-1090